

GEOSPACE CDSサービス契約約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

NTTインフラネット株式会社（以下「乙」といいます。）は、「GEOSPACE CDSサービス契約約款」（以下「本約款」といいます。）を定め、別途発行する「GEOSPACE製品 利用ライセンス交付証明書」（以下「ライセンス証」といい、ライセンス証裏面記載事項を「利用許諾条件書」といいます。）に記載の条件及び本約款に基づき、GEOSPACE CDSによる空間情報配信サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（約款の範囲）

本約款は、乙と本サービスの利用申込者（以下「甲」といいます。）との間の一切の關係に適用されるものとし、ライセンス証及び本約款の定めに従い、本サービスの利用契約（以下「本利用契約」といいます。）が成立するものとしします。

第3条（約款の変更）

- 乙は、本約款を変更することがあります。この場合のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
- 本約款を変更するにあたっては、乙が甲に対し、その内容を通知又は告知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合でも、乙のホームページ（<https://www.ntt-geospace.co.jp>）上で告知された場合には、変更後の約款が適用されるものとします。

第4条（サービス提供地域）

本サービスの提供地域は日本国内とします。

第2章 契約

第5条（利用契約の成立）

- 甲が、乙所定の申込書その他関係する資料等を提出し、かつ所定の情報を乙に提供して本サービスの利用申込みを乙に対して行い、これに対して乙がライセンス証を発行したときに、甲と乙との間に、本利用契約が成立するものとします。
- 乙は、前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、本利用契約の申込みを承諾しないことがあります。この場合、乙は、遅滞なく甲にその旨を通知するものとします。
 - 本サービスの提供が、技術上著しく困難であると乙が判断した場合
 - 甲が乙所定の利用申込書に虚偽の事項を記載した場合又は記入漏れがある場合
 - 甲が料金等の支払を怠り、又は怠るおそれがあると乙が判断した場合
 - 甲が本サービスを利用して、法令違反又は公序良俗に反する商品・サービスを提供するおそれのある場合
 - その他、乙が不相当と判断する相当の理由がある場合
- 乙は、本利用契約の承諾後であっても、甲が前項のいずれかに該当することが判明した場合、その承諾を取り消すことがありま

す。

第6条（サービスの開始）

前条の規定により本利用契約が成立したときは、乙は、甲に対して本サービスの開始日及び本サービスの利用に必要な、ユーザID、接続KEYその他必要な情報を、書面又は電子メール（以下「書面等」といいます。）により通知します。甲はサービス開始日以降、実際のサービス利用の有無にかかわらず、乙の定める方法により利用料金を支払うこととします。

第7条（禁止事項）

1. 甲は、契約ユーザ数を超過しての利用をすることはできません。
2. 甲は、事前に書面等により乙の同意を得た場合、及び第23条（地位の承継）に定める場合を除いて、本利用契約上の権利を第三者に譲渡することはできません。
3. 甲は、事前に書面等による乙の同意を得た場合を除いて、第三者に対して本サービスの全部又は一部を利用させることはできません。
4. その他、甲は、本サービスの利用にあたって以下の行為をしないものとします。
 - (1) サーバを媒体とする犯罪行為若しくは犯罪のおそれのある行為、又は公序良俗に反する行為
 - (2) 他人の著作権を含む知的財産権その他の財産権侵害、名誉棄損等の法令違反行為又は法令に違反するおそれのある行為
 - (3) ライセンス証に記載の条件又は本約款に違反する行為若しくは違反するおそれのある行為
 - (4) その他、前各号に類する行為、又は本サービスの運営を妨げ若しくは乙の信頼を毀損する行為等、乙が不適切と判断する行為
5. 甲が前四項のいずれかに該当する行為をしたことによって乙が損害を被った場合には、利用許諾条件書第8条に基づき、乙は甲に対して損害の一切（訴訟費用、弁護士費用等を含みます。）を賠償請求できるものとします。

第8条（契約内容の変更）

甲が、本利用契約の申込み内容の変更を希望するときは、乙は、第5条（利用契約の成立）の規定に準じてこれを取り扱うものとします。

第3章 サービスの利用・提供に関する事項

第9条（利用における通信設備等）

甲は、甲の費用と責任において本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、インターネット接続業者との契約、その他これらに付随して必要となるすべての機器及びサービスを準備し、かつ任意のインターネット接続サービス又は総合行政ネットワーク向け専用回線を経由して本サービスを利用するものとします。

第10条（ユーザID・接続KEYの管理）

1. 甲は、本サービスにて提供されるユーザID及び接続KEYを厳重に管理し、これらの不正使用により乙又は第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。
2. 甲は、ユーザID又は接続KEYが第三者によって不正使用されたことが判明した場合又は第三者による不正使用の疑いが認めら

れる場合には、直ちに乙にその旨を連絡するものとします。

3. 乙は、ユーザID又は接続KEYが第三者によって不正使用されたことが判明した場合又は第三者による不正使用の疑いが認められる場合には、強制的にユーザID又は接続KEYを変更することがあります。ユーザID又は接続KEYを変更したときは、乙は甲にその旨を通知するものとします。

第11条（保証事項）

1. 本サービスで提供される地図データは、すべてにおいて正確かつ完全なものとは限りません。また、地図データ上の不備が発見された場合においても、乙はデータの修正やその他の一切の義務を負わないものとします。
2. 乙は、甲が本サービス上に登録した情報のすべてに関し、一切責任を負わないものとします。

第12条（第三者への委託）

乙は、必要に応じて、本サービスに関する業務を第三者に委託し運用することができるものとします。

第13条（提供の制限）

1. 乙は、天災事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部又は全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限し又は一時的に中止する措置をとることがあります。
2. 甲が、乙の設備に過大な負荷を生じさせ、これにより、本サービスの甲以外の他の利用者の利用に支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある場合には、乙は甲へのサービス提供を制限することがあります。

第14条（提供の停止）

1. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することができるものとします。
 - (1) 料金及びその他の債務について、支払期限を経過してもなお支払わないとき
 - (2) 本利用契約の申込み時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき
 - (3) 乙の業務の遂行若しくは乙の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき
 - (4) システム上危険や脅威と判断したアクセスがあったとき
 - (5) 第7条（禁止事項）の規定に違反したとき、その他乙が不相当と判断する行為を行ったとき
2. 乙は、前各号の規定により本サービスの提供を停止しようとする場合には、あらかじめその理由、実施期日及び実施期間を甲に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第15条（提供の中止）

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 第13条（提供の制限）の規定による時
 - (2) 乙又は他の事業者の設備の障害等の発生若しくはその防止のためにやむを得ないとき、又は乙のサービス用設備の保守上若しくは工事上やむを得ないとき
 - (3) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、当該サービスの提供を行うことが困難になったとき
 - (4) その他、本サービスの運用上又は技術上、相当な理由があると乙が判断したとき

2. 乙は、前項の規定により本サービスの提供を中止しようとする場合には、事前に甲に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第16条（提供の廃止）

1. 乙は、本サービスの運用上又は技術上、やむを得ない相当な理由があると乙が判断したときは、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 乙は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止する場合には、甲に対し、廃止予定日の1年前までにその旨を告知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第4章 契約の終了

第17条（甲による利用契約の解約）

1. 甲は、本利用契約を解約しようとするときは、解除しようとする日の1か月前までに、乙所定の書式により、その旨を乙に通知するものとします。
2. 甲が、前項に基づき契約期間を残して本利用契約を解約する場合において、甲が乙に対して利用料金を一括払いしているときは、乙は甲に対して未利用期間に対する契約金額を返還しないものとし、また、甲が乙に対して月額払いをしているとき又は複数年契約での分割払いをしているときは、甲は、乙が発行する請求書に基づいて利用期間の残存分に相当する利用料金を一括して乙に支払うものとします。

第18条（乙による利用契約の解除）

1. 乙は、第14条（提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合、同条に定める提供の停止をすることなく、直ちに本利用契約を解除することができます。この場合においては、前条第2項を適用するものとします。
2. 乙は、前項の規定により本利用契約を解除するときは、書面等により甲にその旨を通知します。

第19条（契約終了時の措置）

1. 甲は、利用期間の満了その他契約終了原因の如何を問わず、本利用契約が終了した場合には、乙の指示に従い本サービスの利用で得られたデータ（複製物を含みます。）の一切を、直ちに返還又は破棄するものとします。
2. 本約款は、本利用契約が利用期間の満了により終了し、又は解除若しくは解約により早期に終了した場合であっても、すべての利用料金の支払いが完了するまで効力を有するものとします。

第5章 秘密保持及び個人情報の管理

第20条（秘密保持義務）

1. 甲及び乙は、相手方の書面等による承諾なくして、本利用契約に関連して相手方から開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密を第三者に対して開示及び漏洩しないものとします。
2. 前項にかかわらず、甲及び乙は、法令等の定め、又は裁判所等権限ある機関等による開示命令・指示等により秘密情報の開示を要求された場合は、必要な範囲内と認められる部分のみ開示することができるものとします。
3. 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外するものとします。

- (1) 相手方からの開示の時点で既に公知のもの、又は開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの
- (2) 相手方からの開示の時点で既に保有しているもの
- (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- (4) 相手方からの開示以降に開示されたもので、相手方からの情報によらないもの

第21条（個人情報の利用目的）

1. 乙は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、甲の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他本サービスを申込むにあたり必要となる個人情報について、甲は、乙が本利用契約の目的に従い以下の各号の場合に必要な範囲内でのみ使用することに同意するものとします。なお、当該範囲を超える複製又は改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けるものとします。
 - (1) 契約の履行（商品・サービスの提供等）、及び利用料金の請求、回収、その他の事務処理を行うため
 - (2) 商品・サービスに関する情報提供・提案のため、又は商品・サービスの企画・利用の調査依頼等のため
 - (3) 商品・サービスに関する問合せ又は依頼等への対応その他事務連絡のため
 - (4) 甲から同意を得た範囲内で利用するため
2. 甲は、本サービスを利用するにあたり、前項の利用目的に同意するものとします。

第22条（個人情報の第三者への開示及び提供）

乙は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に定める個人情報のうち、本利用契約の履行にあたって甲から取得した個人データ（同法第2条第6項に規定する「個人データ」をいいます。）については、本サービスの提供に際し、同法第20条に規定する安全管理措置と同等の措置を施すこととし、本利用契約その他の契約において取得した個人情報を、以下のいずれかに該当する場合を除いて第三者に開示及び提供しないものとします。

- (1) 法令の定め、又は裁判所等権限ある機関による開示命令・指示による場合限定された特定の業務（サーバ運用の委託、ドメイン情報の登録等サービスの運営に不可欠な業務）で開示又は提供する場合
- (2) 第三者に開示又は提供することについて甲から事前に同意を得ている場合

第6章 雑則

第23条（地位の承継）

甲が合併その他の理由によりその地位の承継があったときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人等は、地位を承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から1か月以内にその旨を書面で乙に通知するものとします。

第24条（連絡先等の変更）

甲は、その氏名、名称、住所、居所、その他連絡先等に変更が生じたときは、速やかに書面によりその旨を乙に通知するものとします。なお、この変更の通知の遅延等により、甲が不利益を被った場合等いかなる場合においても、乙は何らの責任を負わないものとします。

第25条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとします。

- (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（同法第2条6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」といいます。）であること
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を用いて財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し又は暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
- (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること

2. 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができるものとします。

- (1) 第1項に違反したとき
- (2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき
 - ① 相手方に対する暴力的な要求行為
 - ② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
 - ④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他①ないし④に準ずる行為

3. 甲及び乙は、第2項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じてもこれを賠償する責を負わないものとします。

第26条（準拠法）

本利用契約の成立、効力、履行及び本約款の解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

第27条（協議）

本利用契約及び本約款に定めなき事項、その他各条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、解決するものとします。

第28条（合意管轄）

本サービス、本利用契約及び本約款に関して生じた紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上